

1 事業計画書

(1) 平成28年度 事業方針

「少子高齢化」が叫ばれ久しくなりました。国においてはこの長年の懸案に真正面から挑戦するため「戦後最大の GDP600兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」という 3 つの明確な「的」を掲げ、新しい「三本の矢」を放つとし、「一億総活躍・元年」の幕開けが宣言されました。わたしたち福祉の現場において、働くスタッフもそのサービスを受け取る地域住民も、一人ひとりの尊厳が尊重され、全国各地でいきいきとした地域社会が育まれる風土の醸成が望まれます。

今年度は、平成 18 年に国連において採択された障害者の権利に関する条約の署名に基づく国内法整備の取組により、障害者差別解消法が施行されます。昭和 56 年の国際障害者年から 35 年、ノーマライゼーションの理念が新たに花開く年となりました。

全国社会福祉協議会において策定された「社協・生活支援活動強化方針」における 5 つの「行動宣言」と「アクションプラン」では、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法などに対する権利擁護の問題など、様々な生活課題が深刻の度合いを増していることに焦点を当て、今後社協が成すべき事業の方向性が示されました。引き続き地域社会における社協の実践力が切実に求められているところです。

釧路市においては、昨年度新たに「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。今後危惧される急激な人口減少に歯止めをかけ、「未来への『希望』輝く ひがし北海道の拠点・くしろ」としての都市像を目指す様々な戦略が展開されます。福祉の基本計画である、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、第 2 期地域福祉計画とも連動し、特に「わかもの」や「女性」の希望がかなうまちを指向します。

こうした中で、釧路市社会福祉協議会では、合併 10 周年の経験を積み重ね、地域福祉の増進のため、各種事業の推進にあたって来ましたが、近年の社会環境の変化等に伴い財政経営状況は継続して極めて厳しい環境にあり、改革の第 2 次アクションとして介護保険事業をはじめ法人の全ての事業の抜本的整備に取り組んできました。しかしながら、来るべき医療と介護の新たな一体的展開を中心に更なる課題に直面することが見込まれ、社会福祉法人改革の潮流にも対応し、引き続き強力に事業を推し進めなければなりません。介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への対応も急務です。

今年度は、第 3 次アクションとして引き続き介護保険事業の見直しと、事務局運営体制の強化をはかり、将来に渡って持続できる安定的な事業運営体制の構築を目指していきます。また、多岐にわたる外部環境変化の動向を確実に受け止め、今後の「社協」としての事業運営のあり方等について検討を進めます。

「第 2 期地域福祉計画」と連動した「地域福祉実践計画」(5カ年計画)も共に 4 年次目を迎える、次期計画の策定も視野に置き、更なるステップアップを目指し、役職員一丸となって地域福祉を推進する中核的組織の一員としての強い使命感と誇りをもち、社会福祉法人改革の新たな展開への対応をはじめ、各事業を積極的に実践していきます。

今年は、2006(平成 18) 年 4 月の地域包括支援センター開設から 10 周年の年ともなりました。地域包括ケアが釧路市のすべての地域で充実するよう、地区担当職員制における実践の積み重ねの上で、それぞれの地域特性を生かしながらも一体感を增幅させる総合力を発揮し、新しいステージへと邁進していきます。

市民参加による「地域の福祉力」を高めることが、釧路市の地域福祉の充実につながることをしっかりと認識し、積極的に社協事業を展開します。

釧路市地域福祉実践計画『ご近所から発信 くしろ地域福祉実践プラン2013』				
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (4年次目)	平成29年度

〈 基本理念 〉 あいさつを交し合える地域福祉の推進

地域住民の一人ひとりが、ともに支え合い、互いの人権を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

〈 基本目標 〉

1 「地域福祉実践計画」の推進

- (1)「第2期地域福祉計画」と連携して、「地域福祉実践計画」の4年次目としての次期計画策定を展望した実践を展開する。
- (2)生活福祉資金による家計支援・福祉人材バンクによる就労支援等を中心とした生活困窮者への総合相談・生活支援体制を強化し、関係機関とのネットワーク充実を図る。
- (3)日常生活自立支援事業と成年後見制度をはじめとする権利擁護事業を担う釧路市権利擁護成年後見センターの充実発展を図り、法人後見事業を充実する。
- (4)緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)の全市展開を関係機関・団体と共に強力に推し進め、小地域ネットワーク活動活性化事業を発展させ、7日常生活圏域での住民福祉活動の組織化と事業参加を促進する。
- (5)健康づくり推進事業を継続展開し、心身の健康の維持と要支援・要介護の予防に資する。
- (6)幅広いボランティアネットワークの構築と若年層の新たなボランティアの発掘・育成に努める。

2 介護保険制度等に対応する経営改善と質の高いサービス提供

- (1)介護保険制度・障害者総合支援法体制に対応し各種改善のもと経営基盤を確立する。
- (2)24時間対応による訪問介護事業をはじめとする在宅福祉サービスの安定的経営に努める。
- (3)組織・事業の改革により釧路・阿寒・音別3地区一体となった、在宅福祉サービスの質の向上と新しい総合事業への参画を目指す。
- (4)釧路市東部南地域包括支援センターを中心とする地域包括ケア体制の充実を図る。
- (5)介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への具体的対応を図る。
- (6)ケアマネジメント体制を強化し、要支援・介護の予防及び認知症・対応困難ケースへの支援や虐待対応の資質を高める。

3 組織運営の強化促進

- (1)財政経営改革を更に推し進め、組織の改革を行い中長期的な法人運営の安定化を目指す。
- (2)役員等の活動を充実し、社協実践活動の成果を蓄積した法人運営体制の強化と活性化に努める。
- (3)本所と支所(地域福祉推進センター)の連携と協働による機能の強化を図る。
- (4)事務局体制の整備、職員の処遇改善と専門性向上により運営体制強化を図り、安定した人材確保と総合的人事管理システムのもと、市民に信頼されいきいきとした明るい職場をつくる。
- (5)行政、関係機関・団体、特に社会福祉法人相互の協働のもと、各種事業の連携強化を図る。

(2) 平成28年度 重点推進項目

1 法人運営部門

○本所事務局

(1) 法人全体の運営

- ・主要会議の実施(三役会議、理事会、評議員会、管理職会議、一般職員会議)
- ・部会及び委員会の機能強化(総務企画部会、地域福祉委員会、ボランティアセンター運営委員会、在宅福祉サービス運営委員会、苦情解決に関する第三者委員会)
- ・監査の実施
- ・3支所(地域福祉推進センター)運営の全体総括

(2) 役員等体制の強化(役職員研修の充実と実践活動への参画)

(3) 事務局体制の強化

- ・地区担当職員制の充実、職員研修・能力開発・総合的人事管理システムの強化、職員待遇の改善
- (4) 法人経営体制の強化、適正な財政・経営改革の推進
- (5) 社協活動資金の増強と基金・積立金の安定運用
- (6) 釧路市総合福祉センターの運営(利用促進と緊急性に応じた施設整備)
- (7) 地域福祉実践計画の実践と評価(「第2期釧路市地域福祉計画」と連携)
- (8) 災害対応マニュアルの整備と研修・訓練を中心とした法人全体の災害対応体制の推進
- (9) 共同募金運動への協力

○支所(地域福祉推進センター)事務局

- (1) 支所(地域福祉推進センター)の運営
 - ・地域福祉推進委員会の開催
- (2) 支所(地域福祉推進センター)の財政経営改革と人事管理の推進
- (3) 社協会員の増強
- (4) 音別町社会福祉会館運営事業の指定管理受託実施【釧路市】

2 地域福祉活動推進・福祉サービス利用支援部門

○本所事務局

- (1) 3支所(地域福祉推進センター)地域福祉活動推進部門の総括
- (2) 3支所(地域福祉推進センター)福祉サービス利用支援部門の総括
- (3) 日常生活自立支援事業・成年後見実施機関事業をはじめとする権利擁護推進事業の総括
- (4) 釧路市生活福祉資金貸付事業の総括
- (5) 釧路市ボランティアセンター事業の総括
- (6) 家計支援・就労支援活動を中心とした生活困窮者への総合相談・生活支援体制の強化と関係機関とのネットワーク充実

○支所(地域福祉推進センター)事務局

- (1) ふれあい広場事業の実施
 - ・ノーマライゼーション普及啓発
- (2) 福祉人材バンク事業の受託実施と機能充実【北海道社会福祉協議会】
 - ・福祉・介護人材マッチング支援事業
- (3) 生活福祉資金貸付事業の受託実施【北海道社会福祉協議会】
 - ・窓口業務と相談・償還指導業務
- (4) 釧路市ファミリー・サポート・センター事業の受託実施【釧路市】
- (5) 子育て世帯応援リフレッシュ事業の受託実施【釧路市】
- (6) 権利擁護推進事業の実施
 - ・釧路市権利擁護成年後見センターの運営
 - 日常生活自立支援事業の受託実施【北海道社会福祉協議会】
 - 成年後見実施機関事業の受託実施【釧路市】
 - 法人後見事業の実施

- (7) 釧路市障害者教養文化体育施設管理運営事業の指定管理受託実施【釧路市】
 - ・釧路湿原全国車いすマラソン大会（第31回）・釧路市身体障害者スポーツ大会の事務局運営実施
- (8) 地域福祉推進事業の実施
 - ・小地域ネットワーク推進事業／小地域ネットワーク活動活性化事業
 - ・ふれあい・いきいきサロン事業／たすけあいチーム設置推進事業
 - ・住民福祉活動の組織化事業(地区社協設立促進)
 - ・福祉懇談会・研修会の開催／ふれあい総合相談事業／健康づくり推進事業
 - ・関係団体との連携促進
- (9) 緊急連絡カード推進事業（愛称：安心バトン）の実施
 - ・緊急連絡カード推進事業（愛称：安心バトン）の全市的展開（継続拡大）
- (10) ボランティアセンター事業(釧路・阿寒・音別)の実施
 - ・ボランティア活動の啓発・振興
 - ・相談、登録、斡旋、情報収集・提供業務、人材養成支援・研修事業
 - ・活動支援・ネットワーク化促進、福祉教育関連事業
 - ・釧路市民活動センター「わっと」等との連携
 - ・釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿った初動体制の確立
 - ・釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業の受託実施【新規事業】
 - ・釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の受託実施【新規事業】
- (11) 釧路市阿寒町子ども交流広場事業の受託実施【釧路市】
- (12) 釧路市音別町放課後子ども広場運営事業の受託実施【釧路市】
- (13) 福祉団体事務の実施
 - ・福祉団体の組織化と指導助言、自主性の尊重(事務事業の受託契約)
- (14) その他社会福祉事業の実施

3 在宅福祉サービス部門

○本所事務局

- (1) 組織の改革に応じた3支所(地域福祉推進センター)在宅福祉サービス部門の総括
- (2) 介護保険サービス・障害福祉サービス経営運営マネジメントの実施
 - ・介護給付費、障害者総合支援給付費集計の統括と在宅福祉サービス事業の総括
 - ・介護職の人材確保と総合研修の充実、良質・信頼性あるサービスの提供
 - ・効率的な経営体制の強化
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への具体的対応【新規事業】
 - ・在宅福祉サービス運営委員会の開催

○支所(地域福祉推進センター)事務局

- (1) 在宅福祉・介護サービス事業の実施
 - ・ホームヘルプサービス事業(訪問介護・居宅介護・夜間対応型訪問介護)、訪問入浴サービス事業(訪問入浴介護)、釧路支所におけるデイサービスセンター事業(通所介護)の機能充実と改革の促進
 - ・介護職の研修充実と質の高いサービス提供
- (2) 地域包括支援センター事業の受託実施【釧路市】
 - ・釧路市東部南地域包括支援センター事業の展開
- (3) 居宅介護支援事業の実施
 - ・4居宅介護支援事業所(あさひまち・てつほく・阿寒町・おんべつ)の連携と機能充実
 - ・介護支援専門員の資質向上と質の高いサービス(ケアマネジメント)の提供
- (4) 在宅福祉サービス事業の受託事業【釧路市】
 - ・釧路支所における各種在宅福祉サービス、望洋ふれあい交流センター管理運営事業、L S A事業の受託実施
 - ・阿寒支所における阿寒町デイサービスセンター事業、寝たきり高齢者等移送サービス事業の受託実施
 - ・音別支所における音別町指定通所介護事業所、寝たきり高齢者等移送サービス事業の受託実施

(3) 平成28年度 事業計画

I. 本所・釧路支所(地域福祉推進センター)

1 法人運営事業の推進	
1 主要会議の機能強化 （1）主要会議の開催 （2）委員会の機能強化	○法人の運営にあたり、適時に三役会議・総務企画部会、理事会、評議員会を開催し、円滑な運営を図る。 ○地域福祉推進委員会を開催し、各支所の課題を協議する。 ○社協事業の向上を図るために専門的な協議や意見交換を行うとともに三役会議や総務企画部会など主要会議との連動性をもった委員会の機能強化を図る。 ・苦情解決に関する第三者委員会の適時開催
2 役員等体制の充実・強化 （1）役員等研修の実施・参加	○社協活動を理解することを目的とした研修会の実施や北海道社会福祉協議会等主催の各研修会への参加を促進する。
3 顕彰事業の充実	○全国・北海道社会福祉協議会会長表彰等の推薦を行う。
4 事務局体制の強化 （1）専門職の確保と職員の資質向上 （2）本所支所間の連携強化と地域性を活かした支所運営 （3）行政との連携と協働 （4）地区担当職員制の継続・発展 （5）総合的人事管理システムの強化	○職員の資質向上、総合的な知識・意識の向上を図る。 ・外部環境に対応した処遇改善と介護等職員の確保に向けた関係機関へのアプローチ及びニーズにあった柔軟な勤務形態の確立 ・元気で経験豊かな高齢職員の継続雇用と障がい者雇用による職員の確保 ・専門職を目指す職員養成及び業務資質向上のための各種研修の充実 ・相談援助実習における実習生の指導による職員の研さん ○本所支所間の連携を強化するとともに本会の事業展開における法人としての方向性を統一した上で、地域性や各支所の特色を活かした事業運営を図る。 ○釧路市「地域福祉計画」と協働で両者が同じ目標に向かって事業推進をめざし、さらなる連携強化を図る。 ○地区担当職員制を継続・発展させ、地域組織の会議・行事への参加を高めるとともに、新しい組織への参入を進める。 ○業務の多様性・専門性に即し、かつ法改正や介護等職員の確保の困難性など外部環境の変化に対応した雇用形態・処遇の確保に努める。
5 経営体制の強化と適正な財務運営の推進 （1）財政経営改革の推進 （2）安定した経営・運営の推進	○地域福祉実践計画のもとに安定した事業運営を図るため、財政経営改革(第3次アクション)の推進を図る。 ○随時財政状況の確認を行い、安定した経営・運営に努める。
6 社協活動資金の増強 （1）自主財源の確保に向けた強化	○社協らしい事業を進めるために不可欠な自主財源の確保に向けて、会員会費制における新規会員の増強・寄付金の受け入れ体制を強化し、社協活動への理解を求める。
7 災害対応体制の整備	○「釧路市社協災害対応マニュアル」をもとに、災害への備えと体制整備を行うとともに、防災訓練・研修を実施する。 ○北海道社会福祉協議会と締結した災害救援活動の支援に関する協定に基づく支援の実践と体制整備を行う。
8 地域福祉実践計画の推進と評価 （1）「ご近所から発信 くしろ地域福祉実践プラン2013」の推進と評価	○地域福祉実践計画の4年次目としての事業を展開し、事業推進に伴う評価・見直しを行い、次期計画策定年度でもある次年度の事業推進に繋げる。 ・地域福祉実践計画策定委員会の開催(釧路市と合同)

2 釧路市総合福祉センター運営事業の推進	
1 貸館事業の推進	○釧路市総合福祉センターの利用促進を図る。
2 物品貸出事業の推進	○本会所有の各種物品貸出事業を推進する。(車いす・行事用テントなど)
3 設備の維持・管理	○H27年度に実施した老朽度調査の結果をもとに今後の改修のあり方を検討し、緊急の度合いに応じた修繕を検討する。

4 震災等の対応	○釧路市地域防災計画における避難施設(指定避難施設・津波緊急避難施設)として、釧路市と連携のもと、来館者及び避難者の誘導を速やかに行う。
-----------------	--

3 福祉啓発事業の推進	
1 調査活動の推進 (1)民生委員児童委員との活動連携促進 (2)社会(地域)福祉に関する諸資料の整備・作成 (3)団体調査・研究機能の充実	○民生委員児童委員の協力による「地域福祉実践計画」に則した事業調査を実施する。 ○社会(地域)福祉に関する諸資料を整備し、市民が活用できる資料作成に努める。 ○社会福祉団体などに対する活動基礎調査を実施し、各団体に対して活動内容にあった情報(助成)提供に努め、連携強化を図る。
2 広報活動の推進 (1)『社協だより』の発行 (2)社協ホームページの充実 (3)関係機関との連携による啓発強化	○社協事業の啓発や報告などの掲載内容を充実させた季刊型『くしろ市社協だより』を年4回発行する。 ○『月刊社協だより』を毎月発行し、民生委員児童委員協議会や地区社協などへ事業等の啓発や周知を行う。 ○定期的なホームページの更新、事業啓発又は事業報告などの情報開示に努める。 ○関係機関・民間の広報紙・情報紙への情報提供による啓発活動を実施する。 ○『社協事業概要』を作成し、地域住民への事業説明や啓発に努める。

4 福祉振興事業の推進	
1 地域福祉委員会の運営 (1)地域福祉委員会の開催	○高齢者・障がい者福祉、地域福祉活動などを推進するため、各種事業の協議を行い地域福祉の向上を図る。(年3回)
2 高齢者・障がい者福祉事業の推進 (1)ノーマライゼーションの普及啓発 (2)関係機関・団体との連携	○釧路市ふれあい広場“2016”を開催する。[6.25(土)～26(日)] ○釧路市老人クラブ連合会など各種団体との連携を図り、事業の協働化を促進する。 ○身体障がい者湯治運動などへの援助・協力を実施する。
3 次世代育成事業の推進 (1)ポニーの教室事業の実施 (2)青少年健全育成への支援事業	○地域支援相談室の早期発達支援事業と連携し、グループ指導による子どもの発達支援と子育てに悩む母親を支援する。 ○“社会を明るくする運動”的啓発活動に対して事業助成を実施する。
4 援護事業の推進 (1)無縁物故者等供養事業の実施 (2)旅行者等法外援護事業の実施	○第88回釧路市無縁物故者盂蘭盆会法要・第38回釧路市水子地蔵尊供養を釧路市仏教会などの協力を得て実施する。[8.20(土)] ○旅行者や要援護者などに対して、法外援護資金の貸付を実施する。
5 福祉団体への助成	○社会福祉団体の全国・全道規模又は記念大会などの事業に対して、必要に応じて事業助成を実施する。
6 ふれあい相談センターの運営	○総合相談・生活支援体制を担う中核機関として『ふれあい相談センター』の総合的な相談・援助機能の強化と体制の充実を図る。

5 福祉人材バンク運営事業の推進	
1 福祉人材バンク事業の推進 (1)福祉人材就労斡旋の実施 (2)啓発・広報活動の実施	○釧路市が実施する「生活困窮者自立支援法関連事業」と連携し、生活困窮者の就労支援に努める。 ○福祉マンパワーの発掘(新卒者を含む)や就労斡旋事業所の新規開拓を積極的に進める。 ○市内及び釧路・根室管内福祉施設と登録者を対象に求人求職情報を提供する。 ○福祉マンパワーに関する情報収集や啓発活動を実施する。

(3) COOLシステムの活用促進	○福祉マンパワー活用講習会を開催する。 ○地域性にマッチした啓発活動を実施する。 ○中央福祉人材センターや北海道福祉人材センター及び道内6市の人材バンク間の情報ネットワーク活動を促進する。 ○インターネットによる求人登録の促進と求職者のインターネット活用の促進を実施する。(COOLシステム)
2 福祉・介護人材マッチング支援事業の推進 (1)キャリア支援専門員の配置	○個々の求職者のニーズにあった施設・事業所を紹介できるよう多様な職場の開拓を行うとともに求人情報を解りやすく整理する。 ○採用・定着できる職場づくりとして施設・事業所に対し、求職者のニーズにあった職場づくりができるようサービス管理、人材育成システム、労働環境、経営管理などについて指導・助言を行う。また、現任職員に対しては、キャリア相談に応じるなどキャリアアップ支援を行う。 ○ハローワーク出張相談(釧路・根室)を実施し、求職者ニーズにあった職場紹介を行う。
(2)福祉職場説明会等の実施	○福祉職場説明会を実施し、福祉職場への就労をめざす方、関心がある方へ、福祉職場の業務内容などの情報提供や就職に関する各種相談を進める。

6 生活福祉資金等貸付事業の推進	
1 生活福祉資金貸付事業の推進 (1)生活福祉資金貸付制度の運営	○釧路市が実施する「生活困窮者自立支援法関連事業」と連携し、生活困窮者の生活支援に努める。 ○民生委員や関係機関との連携、制度周知の強化を図り、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、目的に応じた資金の貸付けと必要な援助指導を行う。 ○失業などにより日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、生活費及び一時的な資金を貸付けるとともに継続的な相談支援(就労支援、家計支援など)を行う。 ○高齢者、生活保護世帯などに対し、リバース・モーゲージを利用した生活資金の貸付を実施する。 ○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対して、緊急小口資金の貸付を実施する。 ○長期滞納世帯実態調査を実施するとともに、償還困難ケースに対して、支払猶予や支払免除の手続きを進める。 ○貸付だけではなく、貸付後の相談援助・償還支援を行い、世帯の支援を継続して行う。 ○償還金の口座自動引落しを促進し、償還事務の効率化を図る。 ○離職者を支援するための公的給付又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当面の生活費を貸付け、自立を支援する。
2 特別生活資金事業の促進 (1)冬期生活資金貸付事業の運営	○高齢者、障がい者などの低所得世帯に対し、冬期生活資金貸付を実施する。

7 ファミリー・サポート・センター運営事業の推進	
1 ファミリー・サポート・センター事業の推進 (1)子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営 (2)子育て相互援助活動の促進	○釧路市ファミリー・サポート・センター事業を釧路市より受託実施する。 ○地域ぐるみの子育て支援の充実に向けて、子育て家庭を支える会員制の相互支援活動を促進する。 ○3支所で事業展開し、運営の効率化を図る。 ○先進地視察研修や各種研修会へ参加し事業向上の研鑽に努める。 ○広報啓発活動を地域や関係機関に展開し、普及・啓発を図る。 ○アドバイザー、サブリーダーを地区に複数配置し、調整の充実を図る。 ○アドバイザー・サブリーダー連絡会を地区毎に毎月開催し情報共

(3)会員普及と育成の促進	有を図る。 ○会員相互による事前打合せや育児援助の調整を行う。 ○会員の普及・拡充を目的に事業説明・講習会を地区開催する。 ○安心して活動が行える知識・技術等を身につけるため会員のスキルアップ講習会を地区開催する。 ○会員の交流を深め、情報交換の場として会員全体交流会を企画・開催する。 ○ひとり親家庭への支援や援助活動の充実を図る。
2 釧路市子育て世帯応援リフレッシュ事業の推進	○釧路市子育て世帯応援リフレッシュ事業を釧路市より受託実施する。 ○子育て世帯がリフレッシュするため、子どもを預けることで育児負担の軽減を図り、いきいきと育児が出来るよう支援する。 ○利用拡大に向け、年3回事業説明会を開催するとともに、様々なニーズに応えるため、毎月1回集団託児を実施する。

8 権利擁護事業の推進

1 権利擁護事業の推進 (1)釧路市権利擁護成年後見センターの運営	○成年後見実施機関事業を釧路市より受託実施する。 ○日常生活自立支援事業を北海道社会福祉協議会から受託実施する。 ○成年後見制度利用に関わる相談、市民後見人の養成及び活動支援を中心に権利擁護、成年後見制度の利用支援を推進する。 <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及・啓発・成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用に関する相談支援・成年後見制度の申立支援事業・市民後見人の養成(市民後見人養成講座・スキルアップ講座)・市民後見人活動サポート事業・審査会及び検討会議の開催・釧路市権利擁護成年後見センター運営協議会の開催・法人後見事業の実施運営・金銭管理・財産保全サービス事業の企画・検討
--------------------------------------	---

9 地域福祉推進事業の推進

1 ふれあいのまちづくり事業の推進 (1)小地域ネットワークづくり事業 (2)小地域ネットワーク推進事業 (3)小地域ネットワーク活動活性化事業	○地域福祉、在宅福祉の基盤となる小地域ネットワークづくりを促進する。 ○既存地区社協(11地区)に対して、援助を実施する。 ○新規地区社協の設立促進及び地域福祉活動の推進地域の拡充を図る。 ○小地域ネットワーク専門委員会を開催し、情報交換と諸課題を協議する。 ○「地域福祉実践計画」の重点事業でもある『ふれあい・いきいきサロン』活動を継続的に支援し、全市的な活動普及を図る。 ○『ふれあい・いきいきサロン』の普及啓発を図り、支援ボランティア活動実践者の育成と支援を行い、新規取組み地域への活動支援を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ふれあい・いきいきサロン担当者連絡会の開催(サロンのネットワーク化)・ふれあい・いきいきサロン活動者研修会の企画開催 ○地域福祉活動の普及を図るための研修・講演会を企画・実施する。 ○小学校区等を基本エリアとしながら柔軟な地域エリア設定を行い、エリア内の団体・組織・人の横のつながり(ネットワーク)を構築し、コミュニティ・スクールとの連携も図りながら、地域課題の共有と課題解決を地域自らが行えるような関係づくりを目指して事業を展開する。 <ul style="list-style-type: none">・既存指定地区(2校区)への継続支援・新規1地区の事業展開・指定終了地区との継続した関係性の維持
---	---

(4)災害時要援護者安否確認・避難支援事業 (5)介護予防・健康づくり事業 (6)NPO・地域活動団体等との協働	○釧路市の災害時要援護者安否確認・避難支援事業との連携強化を図る。 ・各地域の「災害避難支援協働会」への活動支援 ○釧路市とタイアップし、各種介護予防・健康づくり事業を促進する。 ・「中部地区・健康づくり教室」の開催 ・「脳のいきいき健康教室」への協力 ・介護予防に関する事業等への協力 ○地域で優れた活動を行っている団体と事業協力を図り、住民の福祉の充実を図る。
2 住民福祉活動事業の推進 (1)関係団体との連携と協働促進	○住民福祉活動の基盤整備を図るため、連町・民児協との「三者懇談会」を開催する。 ○「地域ふくし講座」を開催し、地域福祉の担い手をより多く発掘・育成する。 ○「地域福祉フォーラム」を開催し、先駆的な実践活動の普及と、他地域への普及啓発を図る。 ○釧路市民生委員児童委員協議会・釧路市連合町内会との連携を深めて、地域福祉のネットワークづくりを促進する。 ○北海道町内会連合会の「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」指定町内会との連携を促進する。
3 緊急連絡カード推進事業の実施 (1)緊急連絡カード推進事業(愛称：安心バトン)の全市的展開 (2)関係機関連絡会議の開催・運営	○緊急時や災害時における近隣住民によるたすけあいと見守り・声かけ活動を促進するため、全市的な「緊急連絡カード(愛称：安心バトン)」の普及を図る。 ○全市的な展開にあたって関係機関・団体・企業等と連携し、町内会未組織地区や未加入世帯や福祉施設などへの普及も図る。 ○事業推進にあたって釧路・阿寒・音別地区の連携を強化し、一体的な事業効果を図る。 ○緊急時・災害時に役立つような情報が記載されるように定期的な更新を促進する。 ○本事業が釧路市において有効なものとなるよう、関係機関との連携を密にし、定期的に情報・意見交換を実施する。

10 ボランティア活動推進事業の推進

1 釧路市ボランティアセンターの運営 (1)釧路市ボランティアセンター運営委員会の開催 (2)活動基盤整備事業 (3)釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業【新規事業】	○市民のボランティア活動及び市民活動に対する理解と関心を深めるとともに、育成及び活動の援助を推進するため、各事業の協議を行い、効果的な事業推進と地域福祉の向上を図る。(年3回) ○ボランティア活動に関する広報・啓発活動を強化して市民の広範な参加を促進する。(情報発信の強化) ・釧路市ボランティアセンターホームページの管理・運営 ・全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入促進 ○「ボランティア登録制(個人・団体)」の推進を図る。 ○「愛情銀行」の適正な管理と市民の善意による預託物品の効率的な運営を図る。 ○ボランティアセンターの体制強化を図りコーディネート機能の向上を図る。 ○釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを見直し、初動体制の訓練や体制整備などを促進する。 ○釧路市民活動センター「わっと」と連携し、ボランティア活動及び市民活動の活性化を図る。 ○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業を釧路市より受託実施する。 ○市民向けボランティア養成講座の開催と講座修了者への活動支援を行う。 ・市民向け高齢者支援ボランティア養成講座の開催(3日1コースの講座を日常生活圏域で開催) ・講座修了者の希望に応じてボランティア活動先を斡旋、活動に
---	---

<p>(4) 釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業【新規事業】</p>	<p>関する相談・支援を実施 • 市内の各施設、団体等のボランティア活動に関する情報やボランティア紹介希望の求人情報を集約 ○介護予防サポーターの育成と活動支援を行う。 • 介護予防サポーター養成講座の開催 • 介護予防サポータースキルアップ・中・上・復習講座の開催 • 講座修了者によるサークル「いきいきサポートーズあゆみ」の定例会の開催と活動支援 ○釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を釧路市より受託実施する。 ○認知症の基礎知識や技術等を習得するための研修を実施し、やすらぎ支援員を養成する。また、スキルアップのための研修等を実施する。 ○やすらぎ支援員の認知症高齢者の見守りや話し相手のための訪問活動をコーディネートする。また、家庭訪問への同行等により、なじみの関係づくりを支援する。 ○やすらぎ支援員への助言や指導を行い、認知症高齢者や介護者との調整を図る。</p>
<p>2 ボランティアセンター釧路の運営</p> <p>(1) 福祉教育推進事業</p> <p>(2) 養成研修事業</p> <p>(3) 需給調整・組織化事業</p>	<p>○児童・生徒・学生を対象に、社会福祉への参加と理解を深め、ボランティアの心を養い、家庭及び地域社会への啓発を図る福祉教育を推進するとともに、学校と地域の協働活動を推進する。 • 「釧路市福祉教育協力校指定事業」の実施 • 「総合的な学習の時間」や「土曜活動」など福祉の学習への支援・協力や講師派遣 • 「第 28 回ワークキャンプ事業」、「夏のボランティア体験・職業体験事業」の実施 • 釧路市福祉教育協力校連絡会議の開催(年 2 回) ○「福祉の風土づくり事業」として、児童館・児童センター母親クラブと連携した研修事業や助成事業を行い、世代間交流の促進を図る。 ○市民のボランティア活動への支援を行うとともに、研修会や講座などを実施し、ボランティア人口の拡大を図る。 • 「聴き方ボランティア」の活動支援 • 各種ボランティア講座・研修会等への事業協力や講師派遣 • 災害ボランティアの研修会等の実施や講師派遣 • 「ボランティア活動実践団体援助事業」の実施 ○地域、福祉施設・医療機関などのボランティアニーズ把握を図り、活動情報を集約し需給調整を推進する。 • 「釧路市ふれあい広場」介助ボランティアの募集・活動調整 • 「第 31 回釧路湿原全国車いすマラソン大会」[7.18(月)]コース係員(ボランティア)の募集・活動調整 ○ボランティア実践者(個人・団体)の活動を支援するとともに、交流を促進し、ボランティアネットワークの展開を図る。 • 釧路市ボランティア連絡協議会への活動支援・協力 • 本会が実施する「ボランティア養成講座」修了生(聴き方ボランティアなど)への活動支援・協力 • 各種ボランティア相談の受付・登録 • 需給調整及び活動調査の実施 ○シルバーボランティア活動・退職後のボランティア活動・企業のフィランソロピー活動・学校支援ボランティア活動などへの積極的な支援を進める。 ○釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携・協力 • 釧路地区ボランティア活動推進会議への参加 • 釧路地区ボラネット事業(研修会)への参加 ○全道的なボランティア研修事業への参加 • 『ボランティア愛ランド北海道事業』[8.27(土)~28(日)・室蘭市] • 第 43 回難病患者・障害者と家族の全道集会(釧路大会)への協力[7.30(土)~31(日)]</p>

1.1 釧路市障害者教養文化体育施設管理運営事業の推進	
1 サンアビ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市の指定管理者として、釧路市障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズくしろ)を管理運営する。【H27～H31 年度】 ○サンアビでの活動を通じ、障がい者の積極的な社会参加を促進し、健常者との交流を併せて市民福祉の意識向上を図る。 ○釧路市障がい福祉計画【第4期(H27～H29 年度)】・釧路市障がい者福祉計画(は～とふるプラン)【第3次(H25～H34 年度)】と連動した運営を図る。 ○サンアビ利用者の拡大を図る。
2 障がい者(児)福祉の推進 (1)スポーツ事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者(児)のスポーツ普及と地域住民のノーマライゼーション理念の普及啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室の開催・協力 ・リハビリテーションの援助・指導 ・各種スポーツの援助・指導・派遣 ・第31回釧路湿原全国車いすマラソン大会の開催(競技説明会・開会式・前夜祭[7.17(日)]、競技・閉会式[7.18(月)]) ・第34回釧路市身体障がい者スポーツ大会の開催[10月下旬] ・第8回釧路北ロータリークラブIDスポーツ大会の開催[11月下旬] ・第33回ひまわりIDチャレンジスポーツ大会の開催[3月上旬]
(2)教養文化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者(児)の知識向上につき教養文化活動などを通じて進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン指導(初級)の実施 ・読み書きや算数指導の実施
(3)普及事業	<ul style="list-style-type: none"> ○各障がい者サークルへの活動拠点として場所の提供と支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ指導員の講師派遣 ・障がい者スポーツ指導方法の普及 ・スポーツサポーターの育成 ・福祉体験学習の実施
(4)自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ○自主財源における事業を推進することにより、社協らしい福祉の推進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進事業の推進(西部地区・健康づくり教室の開催) ・サロン事業の推進(健康サロンの開催) ・障がい者スポーツ普及事業の推進(知的・発達障がい児への運動機能促進事業) ・「足立顕彰記念障がい者スポーツ基金」による障がい者スポーツ助成事業の推進 ・赤い羽根チャリティーソフトバレー交流会の開催
3 日常生活相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体との連携のもと、障がい者スポーツ、リハビリテーション、日常生活用具、補装具、生活改善などの相談対応を実施する。
4 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○サンアビ活動の啓発活動を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの運営・更新 ・サンアビ独自の広報紙づくり(サークル紹介や事業周知など)

1.2 在宅福祉推進事業の推進	
1 在宅福祉推進事業の総合化 (1)在宅福祉推進事業の総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> ○本所(あさひまち)を中心とし、3支所における各種在宅福祉・介護サービス提供について地域特性を考慮しつつ、それらの相乗効果を発揮した総合的展開を推進する。 ○各施設における在宅福祉サービスを基盤とし、地域福祉活動の拠点としての機能を高め、地域福祉実践計画(H25～H29 年度)による社協事業の地域展開を推進する。 ○相談援助実習・介護等体験事業を始め、各種実習対応を行い、福祉教育・福祉体験教育の実践の場を提供し、福祉の風土づくりに資する。 ○地域支援事業として、家族介護教室開催事業を釧路市から受託し地域展開を推進する。 ○介護保険法の一部改正及び障害者総合支援法に基づく報酬改定

	<p>(2) 在宅福祉サービス運営委員会の開催</p> <p>(3) 社会福祉士・介護福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員の養成</p> <p>(4) サービス自己評価の実施及び「介護サービス情報の公表」制度における情報の公表</p> <p>(5) 職員の研修・研さん活動の実施</p> <p>(6) リスクマネジメントの実施</p> <p>(7) サービス提供における各種遂行マニュアルの作成・研修計画及び実施記録の充実</p> <p>(8) 利用者本位のサービス提供</p>	<p>(H27年度)による経営環境の変化に対応したサービスの供給と、安定した経営状態を目指す為に、基本運営のあり方を協議しながら事業展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅福祉サービスの充実発展に資するよう、運営事業の検証などを行い在宅福祉サービス環境の向上を図る(年3回開催予定) ○職員の社会福祉士・介護福祉士資格取得を促進し、質の高いソーシャルワーク・ケアワークを展開する。 ○職員の主任介護支援専門員・介護支援専門員(ケアマネジャー)資格取得を促進し、ケアマネジメントの手法を前提とした、在宅福祉活動を展開する。 ○現任介護支援専門員資格の維持・資質向上に伴う各種研修への参加を促進する。 ○サービス提供に対する自己評価に取り組み、事業改善を図り、その内容を公表するとともに、「介護サービス情報の公表」制度における情報の公表を行う。 ○職員(新任・現任)に対する各種研修・研さん活動を展開し、サービスの質の向上を目指す。 ○リスクマネジメントを具体的に展開し、安全で安心なソーシャルワーク・ケアワークを推進する。 ○各種サービス提供における質の確保に資するため、遂行マニュアルの作成・研修計画及び実施記録の充実を図る。 ○利用者ニーズを的確に捉えたサービスを提供する。(制度外サービスの発掘)
2 ホームヘルプサービス事業の推進	<p>(1) ホームヘルプサービス事業の体制整備</p> <p>(2) 介護保険制度における指定介護予防訪問介護事業・訪問介護事業の実施</p> <p>(3) 銚路市母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業の受託実施</p> <p>(4) 障害者総合支援法における指定居宅介護等事業の実施</p> <p>(5) 生活保護法における指定介護機関事業の実施</p> <p>(6) 地域密着型サービスの展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステーションにおいて、サービス提供責任者が中心となった、チームケアの実施及びチーム運営方式を展開し、介護予防訪問介護計画・訪問介護計画策定の充実を図る。 ○在宅福祉サービスの中核として、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活全般にわたる援助を行う。 ○要支援1・2の利用者に対する介護予防の視点によるサービスを提供するよう、指定介護予防訪問介護事業者として事業を展開する。 ○生計困難者(住民税世帯非課税のうち特に生計困難である方等)に対する利用者負担の軽減を行う。 ○関連する外部環境の変化に対応すべく情報収集を行ながらサービスの安定供給体制を確立する。 ○サービス利用者の満足度、意向などを汲み取りながらサービス提供できるような仕組みを構築する。 ○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への移行スケジュールを見定めながら、介護予防利用者に対して適切なサービスを提供できるように対応を図る。 ○母子・父子家庭に対するホームヘルパーを派遣する事業を、銚路市から継続して受託実施する。 ○障がいのある方に対して、居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスを提供する。 ○行動援護事業に対する地域ニーズが高まっていることから、更なる体制強化を図った上で事業展開を検討する。 ○地域生活支援事業における移動支援事業・日中一時支援事業を継続実施する。 ○生活保護法による指定介護機関として、介護予防訪問介護・訪問介護事業のサービスを提供する。 ○夜間対応型訪問介護事業の継続運営、的確な経営シミュレーションを行い、安定した事業運営を実施する。 ○夜間における人員体制の最適化を図り、安定したオペレーション業務及びサービス提供を実施する。
3 訪問入浴サービス事業の推進	(1) 訪問入浴サービス事業の体制整備	○介護、看護職員の適正配置と訪問入浴車の運行整備により、事業

	<p>(2) 介護保険制度における指定介護予防訪問入浴介護事業・訪問入浴介護事業の実施</p> <p>(3) 重度障がい者(児)訪問入浴事業の受託実施</p> <p>(4) 生活保護法における指定介護機関事業の実施</p>	<p>の安全かつ円滑な運営を進める。</p> <p>○運営体制の抜本的な見直しとして、事業廃止に向けた具体的な調整・対応を図る。</p> <p>○要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る援助を行う。</p> <p>○要支援1・2の利用者に対する介護予防の視点によるサービスを提供するよう、指定介護予防訪問入浴介護事業者として事業を展開する。</p> <p>○サービス利用者の満足度、意向などを汲み取りながらサービス提供できるような仕組みを構築する。</p> <p>○職員に対する研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。</p> <p>○重度障がい者(児)に対する訪問入浴事業を釧路市から受託実施し、その在宅生活を支援する。(地域生活支援事業)</p> <p>○生活保護法による指定介護機関として、介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護事業のサービスを提供する。</p>
4 デイサービス事業の推進	<p>(1) デイサービス事業の体制整備</p> <p>(2) 介護保険制度における指定介護予防通所介護事業・通所介護事業の実施</p> <p>(3) 生活保護法における指定介護機関事業の実施</p> <p>(4) 経営基盤の確立</p>	<p>○サービス体制の区分変更による事業の充実と円滑化を図る。</p> <p>○公設民営としてのデイサービスセンターの管理運営にあたり、介護、看護職員の適正配置と事業の安全かつ円滑な運営を展開する。</p> <p>○介護保険制度の中にあって、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。</p> <p>○要支援1・2の利用者に対する介護予防の視点によるサービスを提供するよう、指定介護予防通所介護事業者として事業を展開する。</p> <p>○サービス提供のあり方を検討し、加算体制を確立する。</p> <p>○利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持に努める。</p> <p>○利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るレスパイトケアの援助を行う。</p> <p>○生計困難者(住民税世帯非課税のうち特に生計困難である方など)に対する利用者負担の軽減を行う。</p> <p>○サービス利用者の満足度、意向などを汲み取りながらサービス提供できるような仕組みを構築する。</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への移行スケジュールを見定めながら、介護予防利用者に対して適切なサービスを提供できるように対応を図る。</p> <p>○職員に対する研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。</p> <p>○生活保護法による指定介護機関として、介護予防通所介護・通所介護事業のサービスを提供する。</p> <p>○経営的観念をしっかりと持ちながら、具体的数値目標を掲げ、経営基盤の確立に努める。</p> <p>○各デイサービスセンターの運営基準に併せた経営改善を図る。</p>
5 地域包括支援センター事業・居宅介護支援事業の推進	<p>(1) 地域包括支援センター事業の受託実施</p>	<p>○釧路市望洋ふれあい交流センターを拠点とする、「釧路市東部南地域包括支援センター」事業を釧路市から受託実施する。</p> <p>○当センターにおいて、釧路市における7つの日常生活圏域の内のひとつ、「東部地区南部」における地域住民の心身の健康の保持および生活の安定、保健、医療の向上と福祉の増進のため、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種による「チームアプローチ」と、当地域における各種関係機関・団体などの「ネットワーク」のもと、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント ・介護予防ケアマネジメント <p>○地域包括ケアの実現に向けたネットワーク構築の推進にあたり、</p>

	<p>日常生活圏域内における多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築やケアマネジメントにおける個別課題解決、更には政策提言に向けて「地域ケア会議」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域支援コーディネーターを配置し、在宅医療介護連携推進事業を市と協働し、推進する。 ○認知症高齢者の支援を地域とともに支援していくために認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケア普及の為の事業を展開し、また早期受診につながるよう支援を行う。 ○認知症高齢者地域サポート事業を釧路市から受託し、地域サポートの育成を図り地域活動への展開を推進する。 ○地域包括支援センター調査事業を継続的に実施するため、調査員を配置し、地域内の高齢者の実態把握を進める。 ○「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」に向けて、生活支援コーディネーターを新設・配置し、地域のニーズ把握や、ボランティア等との提供主体の確保などを進め、サービスの充実を図る。 ○指定介護予防支援事業として、介護予防ケアマネジメントを自ら展開すると共に、各居宅介護支援事業所への一部委託を進める。 ○釧路支所の指定居宅介護支援事業所において、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び家族の意向に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるようにケアマネジメントを展開する。また、地域包括支援センターより介護予防ケアマネジメントを受託し、連携を図りながら介護予防ケアマネジメントを展開する。 ○釧路市から要介護認定訪問調査事業を受託実施する。(担当介護支援専門員・訪問調査員) ○制度を遵守し、各職種による、質の高いケアマネジメントを実践する。 ○医療機関との連携を重視し、居宅介護支援事業所の体制づくりを強化する。 ○生活保護法による指定介護機関として、介護予防支援事業・居宅介護支援事業のサービスを提供する。 ○地域総合相談・生活支援システム窓口として、地域包括支援センター機能を活かした事業展開を図る。 ○地域での情報交換によるケアマネジメントを展開し、釧路市包括ケア会議への参加や地域ケア会議を積極的に開催する。
(2)介護保険制度における指定介護予防支援事業・居宅介護支援事業の実施	
(3)生活保護法における指定介護機関事業の実施	
(4)地域総合相談・生活支援システムの構築	
6 望洋ふれあい交流センターの管理運営 (1)老人福祉センターの管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○望洋ふれあい交流センター内老人福祉センター運営委員会との連携のもと、センターの利用促進を図り、地域高齢者の活動拠点づくりを目指す。
(2)ふれあい広場の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○望洋ふれあい交流センター内ふれあい広場の有効活用を啓発し、世代交流などのコミュニティづくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流盆おどり・地域交流演芸大会
(3) L S A 機能の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○隣接する高齢者世話付住宅(市営・道営)の緊急通報システムの管理や、生活援助活動などを、L S A(生活援助員)の活動により実施し、市営事業と道営事業の一体化を進め、居住者の在宅生活を支援する。 ○釧路市が行う地域支援事業(高齢者住宅等安心確保事業)との連携を進める。 ○隣接する春採望洋地区集会所の管理運営を支援する。

II. 阿寒支所(地域福祉推進センター)

1 地域福祉活動推進事業の推進	
1 阿寒支所(地域福祉推進センター)の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○阿寒支所(地域福祉推進センター)において、地域福祉推進委員会を開催する。 ○社協らしい事業を進めるために不可欠な自主財源の確保に向けて、会員会費制・寄付金の啓発を強化し、社協活動への理解を求める。 ○社会福祉資金造成事業「第32回チャリティーかくし芸大会」開催の協力を実施する。 ○阿寒支所地域福祉推進委員に対し、社協活動を理解することを目的とした研修会の実施や北海道社会福祉協議会等主催の各研修会への参加を促進する。
2 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1)『あかん支所だより』の発行 ○阿寒支所広報紙『あかん支所だより』を発行し、わかりやすい福祉サービスなどの情報提供を実施する。(阿寒地域へ全戸配布) (2)社協ホームページなどの活用 ○季刊型『くしろ市社協だより』(本所発行)を全戸配布する。 ○社協ホームページや『月刊社協だより』、『社協事業概要』などを活用した社協事業の啓発を実施する。 (3)関係機関との連携による啓発強化 ○行政広報誌など関係機関・民間の広報誌、報道機関への情報提供による社協事業の啓発活動を実施する。
3 福祉振興事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1)高齢者・障がい者福祉事業の推進 ○高齢者・障がい者福祉などの各事業内容について各部会を開催し、効率的な事業展開を推進する。 ○地域にノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がい者に対する正しい理解の促進と高齢者・障がい者の社会参加を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「第30回釧路市阿寒町ふれあい広場」事業の実施 ・「第45回福祉団体合同大運動会」の実施 ○老人クラブ連合会などの各種団体との連携を図り事業の協働化を促進する。 ○たすけあいチームにおける地域交流事業と連携した子育て支援を実施する。 ○関係機関と連携を図り、各種事業の支援を実施する。 (2)次世代育成の支援 ○社会福祉団体事務事業への支援を行う。 (3)福祉団体への支援 ○社会福祉団体からのニーズを捉え、適正な事業助成を行う。
4 地域福祉推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1)小地域ネットワーク事業(たすけあいチーム設置推進事業)の推進 ○地域福祉・在宅福祉の基盤となる小地域ネットワークづくりを促進し、単位町内会の住民の支えあいによる相互援助活動ネットワーク「たすけあいチーム」の設置推進を図る。 ○「たすけあいチーム」未設置町内会への活動展開を強化し、新たな「たすけあいチーム」の設置を促進する。 ○「たすけあいチーム」設置町内会(2連合町内会17町内会)に対して指導援助を実施する。 ○阿寒地区連合町内会・阿寒地区民生委員児童委員協議会と連携した小地域ネットワークでの日常生活支援(声かけ・見守り)活動の推進、「緊急連絡カード(愛称:安心バトン)」の設置促進を図る。 ○「デイサービス」や「移送サービス」、「居宅介護支援」等の既存事業を活用した声かけ・見守り活動を推進する。 (2)住民福祉活動事業の推進 ○「阿寒地域住民福祉活動研修会」を開催し、実践活動の普及啓発と福祉意識の醸成を図る。 ○「たすけあいチーム研修会」(推進懇談会)を開催し、たすけあいチームの設置拡充と各町内会関係者の情報交換を促進する。 ○「認知症サポーター養成講座」の開催と併せて、地域における見守り体制の確立に向けたサポーターの支援体制の強化を図るために「認知症サポータースキルアップセミナー」を開催する。 ○釧路市権利擁護成年後見センターと連携し、成年後見制度等の相談に対応し、普及啓発を図る。 (3)権利擁護事業の実施 ○法人後見事業を推進する。 ○日常生活自立支援事業を北海道社会福祉協議会から受託実施する。

(4)防災・防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での防災訓練や行政の総合防災訓練などへの協力を行う。 ○レスキューキッチンシステムなどを使用した災害救援実践講座を開催し、災害時を想定した炊き出し訓練の実施と防災意識の啓発を図る。 ○災害時要援護者安否確認・避難支援事業と連動して情報の共有化を図り、声かけ・見守り活動の推進を図る。
5 ボランティア活動推進事業の推進	
(1)ボランティアセンター阿寒の運営	
(2)活動基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成・援助を行うとともに、ボランティア相互の連絡を密にし、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資する。 ○ボランティア活動に関する広報活動・普及啓発に努め、阿寒地域住民の広範な参加を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ更新(釧路市ボランティアセンター) ・インターネット等によるボランティア情報の収集・提供 ・ボランティア登録制の推進 ・全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入促進 ○ボランティアコーディネーターを1名配置し、ボランティアセンターの体制強化とコーディネート機能の充実を図る。 ○釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿った初動体制の確立及び釧路市赤十字奉仕団阿寒分団との連携による災害時の迅速な対応について協議する。 ○「愛情銀行」の適正な管理と市民の善意による預託物品の効率的な運営を図る。
(3)福祉教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒のボランティア活動の支援や福祉体験学習などを通じて、社会福祉への参加と理解を深め、ボランティアの精神を養うとともに、家庭、地域、学校が協働して福祉の意識の醸成に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・「釧路市福祉教育協力校事業」の実施 ・「総合的な学習の時間」など福祉の学習への支援・協力や講師派遣 ・「夏のボランティア体験・職業体験事業」の実施 ○市民のボランティア活動への支援とともに、必要とされる研修等を企画実施し、新たなボランティアを養成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア実践者の情報交換と新たなボランティアの養成研修を目的とした「ボランティアのつどい」事業(阿寒町ボランティア団体連絡協議会共催)の開催協力 ・「認知症サポーター養成講座」の開催 ・地域における災害ボランティアの育成支援と防災意識の向上のため「災害救援(炊き出し)実践講座」を開催 ・各種ボランティア研修会などへの参加促進
(4)養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業及び釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を釧路市より受託実施する。 ○釧路市ボランティア人材養成事業を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けボランティア養成講座の開催や活動支援等 ○介護予防サポーターの育成と活動支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・養成講座の開催や活動支援、勉強会の実施等 ○釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援員養成事業を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修の実施や支援員の活動支援等 ○地域住民、福祉施設・医療関係などのニーズ把握を図り、ボランティア活動の情報を集約し、需給調整する。また、ボランティア団体の交流を促進し、ボランティアネットワークの展開を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・阿寒町ボランティア団体連絡協議会や阿寒地域のボランティア団体及びボランティア活動実践者の活動支援 ・ボランティア相談・登録・需給調整及び活動調査の実施 ○釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・釧路地区ボランティア活動推進会議への参加 ・釧路地区ボラネット事業(研修会)への参加 ○全道的なボランティア研修事業への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・『ボランティア愛ランド北海道事業』[8.27(土)~28(日)・室蘭市]
6 生活福祉資金貸付事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○相談受付業務の推進 ○長期滞納世帯の実態調査並びに滞納世帯に対する償還支援の実施

7 共同募金運動の推進	○赤い羽根共同募金運動に対して、各関係団体の協力を促進とともに、役職員の協力体制を強化して募金運動を推進する。
8 ファミリー・サポート・センター事業の推進 (1)子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営 (2)子育て相互援助活動の促進 (3)会員普及と育成の促進	○子育て家庭を支える会員制の相互支援活動事業を推進し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図る。 ○本所と連携を図りながら事業運営の効率化を図る。 ○アドバイザー・サブリーダー連絡会を毎月開催し情報共有を図る。 ○アドバイザー・サブリーダーと連携し、育児援助の調整を図る。 ○広報啓発活動を地域や関係機関に展開し、普及・啓発を図る。 ○会員の普及・拡充を目的に事業説明・講習会を地区開催する。 ○安心して活動できる知識・技術などを身につけるため、会員のスキルアップ講習会を地区開催する。 ○会員の交流を深め、情報交換の場として全体交流会を企画・開催する。
9 釧路市子育て世帯応援リフレッシュ事業の推進	○釧路市子育て世帯応援リフレッシュ事業を釧路市より受託実施する。 ○子育て世帯がリフレッシュするため、子どもを預けることで育児負担の軽減を図り、いきいきと育児が出来るよう支援する。
10 子ども交流広場事業の受託・推進	○「阿寒町子ども交流広場事業」を釧路市から受託実施する。 ○関係機関と連携し、安全で安心な「遊びと生活の場」の提供に努める。 ○地域交流、活動支援ボランティアの推進を図る。

2 在宅福祉サービス事業の推進	
1 デイサービス事業の推進 (1)介護保険制度における指定介護予防通所介護事業・通所介護事業の受託実施	○釧路市からの受託事業として、阿寒町デイサービスセンター(通常規模型)の管理運営にあたり介護、看護職員の適正配置と事業の安全かつ円滑な運営を展開する。 ○本会デイサービスセンター間の連携を密にし、情報共有しながら適切な事業の運営・経営の安定と円滑化を図る。 ○介護が必要な状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。 ○要支援1・2の利用者に対する介護予防の視点によるサービスを提供するよう、指定介護予防通所介護事業者として事業を展開する。 ○利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上に努める。 ○利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行う。 ○サービス利用者の満足度、意向などを汲み取りながらサービス提供できるような仕組みを構築する。 ○新任、現任職員に対する研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。 ○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への移行スケジュールを見定めながら、介護予防利用者に対して適切なサービスを提供できるように対応を図る。
2 居宅介護支援事業の推進 (1)介護保険制度における指定居宅介護支援事業の実施	○利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者及び家族の意向に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように援助を行う。 ○制度を遵守し介護保険制度に関連する外部環境の変化に対応した、介護支援専門員(ケアマネジャー)による、質の高いケアマネジメントを実践する。 ○釧路市から要介護認定訪問調査事業を受託実施する。(担当介護支援専門員・訪問調査員) ○地域包括支援センターからの介護予防ケアマネジメントを受託実施するとともに連携を図り、在宅福祉サービスの向上に努める。
3 在宅福祉サービス事業の受託実施	○「釧路市寝たきり高齢者等移送サービス事業」を釧路市から受託実施する。 ○家族介護支援事業(家族介護教室・年4回)を釧路市から受託実施する。

III. 音別支所(地域福祉推進センター)

1 地域福祉活動推進事業の推進	
1 音別支所(地域福祉推進センター)の運営 (1)自主財源の確保に向けた強化 (2)役員等研修の参加	○音別支所(地域福祉推進センター)において、地域福祉推進委員会を開催する。 ○社協らしい事業を進めるために不可欠な自主財源の確保に向けて、会員会費制の充実拡大及び寄付金の啓発を強化し、社協活動への理解を求める。 ○音別支所地域福祉推進委員に対し、北海道社会福祉協議会等主催の各研修会への参加を促進する。
2 広報活動の推進	○音別支所広報紙『おんべつ支所だより』を発行し、わかりやすい福祉サービスなどの情報提供を実施する。(音別地域へ全戸配布) ○季刊型『くしろ市社協だより』(本所発行)を全戸配布する。 ○社協ホームページや『月刊社協だより』、『社協事業概要』などを活用した社協事業の啓発を実施する。
3 地域福祉推進事業の推進 (1)小地域ネットワーク事業の推進 (2)高齢者・障がい者福祉事業の推進 (3)住民福祉活動事業の推進 (4)権利擁護事業の推進 (5)防災・防犯活動の推進 (6)次世代育成事業への支援 (7)福祉団体への支援	○地域福祉の基盤となる小地域ネットワークづくり事業を推進し、住民支えあいによる相互援助活動推進を図る。 ○いきいきサロン事業(8地区)の継続支援を実施する。 ○町内会組織と連携し、緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)の充実と実施地区への事業モニタリング(現況調査)を行う。 ○「デイサービス」や「移送サービス」、「居宅介護支援」等の既存事業を活用した声かけ・見守り活動を推進する。 ○地域にノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がい者に対する正しい理解の促進と高齢者・障がい者の社会参加を促進する。 ・「釧路市音別町ふれあい広場」事業の実施 ○サロン活動を通して、介護予防事業の推進に努める。 ○老人クラブ連合会等、関係機関と連携を図りながらの事業推進 ○関係機関との連携・情報の共有化を図り事業の協働開催を図る。 ○地域福祉活動の普及に資するための講演会などを企画・検討する。 ○釧路市権利擁護成年後見センターと連携し、成年後見制度等の相談に対応し、普及啓発を図る。 ○法人後見事業を推進する。 ○日常生活自立支援事業を北海道社会福祉協議会から受託実施する。 ○地域での防災訓練や行政の総合防災訓練などへの協力を行う。 ○災害時要援護者安否確認・避難支援事業と連動して情報の共有化を図り、防災・防犯に対する意識の高揚を図る。 ○関係機関が実施する育成事業への支援を行う。 ○福祉関係団体事務事業への支援を行う。 ○社会福祉団体ニーズを捉え、適正な事業助成を行う。
4 ボランティア活動推進事業の推進 (1)ボランティアセンター音別の運営 (2)活動基盤整備事業 (3)福祉教育推進事業	○市民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成・援助を行うとともに、ボランティア相互の連絡を密にし、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資する。 ○ボランティア活動に関する広報活動・普及啓発に努め、音別地域住民の広範な参加を促進する。 ・ホームページ更新(釧路市ボランティアセンター) ・インターネット等によるボランティア情報の収集・提供 ・全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入促進 ○ボランティアコーディネーターを配置し、センター活動体制強化とコーディネート機能の充実を図る。 ○「愛情銀行」の適正管理と、係る預託物品の効率的な運用を図る。 ○釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを見直し、初動体制の訓練や体制整備などを促進する。 ○災害時対応や赤十字活動への支援・協力体制の強化 ○児童・生徒のボランティア活動や福祉体験学習などへの支援を通じて、社会福祉への参加と理解を深め、家庭・地域・学校が協働してボランティアの精神を養い、福祉の意識の醸成に努める。

(4)養成研修事業	・「釧路市福祉教育協力校事業」の実施 ・「総合的な学習の時間」など福祉の学習への支援・協力や講師派遣 ○ボランティア連絡協議会と連携し、各種研修事業を行い、ボランティア活動の拡充を図る。
(5)釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業・釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業【新規事業】	○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業及び釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を釧路市より受託実施する。 ○釧路市ボランティア人材養成事業を推進する。 ・市民向けボランティア養成講座の開催や活動支援等 ○介護予防サポーターの育成と活動支援を行う。 ・養成講座の開催や活動支援、勉強会の実施等 ○釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援員養成事業を推進する。 ・基礎研修の実施や支援員の活動支援等 ○地域住民、福祉施設、医療関係からのボランティアニーズを把握し、ボランティア活動のコーディネートを行う。 ○音別保健福祉課と協働した認知症サポーター養成講座を開催し、ボランティアの育成支援を行う。 ○釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携・協力 ・釧路地区ボランティア活動推進会議への参加 ・釧路地区ボラネット事業(研修会)への参加 ○全道的なボランティア研修事業への参加 ・『ボランティア愛ランド北海道事業』[8.27(土)~28(日)・室蘭市]
5 生活福祉資金貸付事業の推進	○相談受付業務の推進 ○長期滞納世帯の実態調査並びに滞納世帯に対する償還支援の実施
6 共同募金運動の推進	○共同募金運動に対して、各関係団体への協力支援を依頼するとともに、減少傾向にある募金額を改善すべく、運動体制を強化する。 ○団体に対する助成事業の実施
7 ファミリー・サポート・センター事業の推進 (1)子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営 (2)子育て相互援助活動の促進 (3)会員普及と育成の促進	○子育て家庭を支える会員制の相互支援活動事業を推進し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図る。 ○本所と連携を図りながら事業運営の効率化を図る。 ○アドバイザー・サブリーダー連絡会を毎月開催し情報共有を図る。 ○アドバイザー・サブリーダーと連携し、育児援助の調整を図る。 ○広報啓発活動を地域や関係機関に展開し、普及・啓発を図る。 ○会員の普及・拡充を目的に事業説明・講習会を地区開催する。 ○安心して活動できる知識・技術などを身につけるため、会員のスキルアップ講習会を地区開催する。 ○会員の交流を深め、情報交換の場として全体交流会を企画・開催する。
8 釧路市子育て世帯応援リフレッシュ事業の推進	○釧路市子育て世帯応援リフレッシュ事業を釧路市より受託実施する。 ○子育て世帯がリフレッシュするため、子どもを預けることで育児負担の軽減を図り、いきいきと育児が出来るよう支援する。
9 放課後子ども広場事業の受託・推進	○「音別町放課後子ども広場事業」を釧路市から受託実施する。 ○関係機関と連携し、安全で安心な「遊びと生活の場」の提供に努める。 ○地域交流、活動支援ボランティアの推進を図る。

2 在宅福祉サービス事業の推進	
1 デイサービス事業の推進 (1)介護保険制度における指定介護予防通所介護事業・通所介護事業の受託実施	○釧路市からの受託事業として音別町指定通所介護事業所(地域密着型)の管理運営にあたり、介護、看護職員の適正配置と事業の安全かつ円滑な運営を展開する。 ○本会デイサービスセンター間の連携を密にし、情報共有しながら適切な事業の運営・経営の安定と円滑化を図る。 ○介護が必要な状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。 ○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への移行スケジュールを見定めながら、介護予防利用者に対して適切なサービスを提供できるように対応を図る。 ○利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行う。 ○サービス利用者の満足度、意向などを汲み取りながらサービス提供できるような仕組みを構築する。 ○新任、現任職員に対する研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。
2 居宅介護支援事業の推進 (1)介護保険制度における指定居宅介護支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者的心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者及び家族の意向に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように援助を行う。 ○担当介護支援専門員による、質の高いケアマネジメントを実践する。 ○釧路市から要介護認定訪問調査事業を受託実施する。(担当介護支援専門員・訪問調査員) ○地域包括支援センターからの介護予防ケアマネジメントを受託実施するとともに連携を図り、在宅福祉サービスの向上に努める。 ○災害時の速やかな利用者の安否確認と行政との情報共有を図る。
3 在宅福祉サービス事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「釧路市寝たきり高齢者等移送サービス事業」を釧路市から受託実施する。 ○家族介護支援事業(家族介護教室・年4回)を釧路市から受託実施する。 ○『おんべつ支所だより』を介して、福祉サービス情報提供を行う。

3 釧路市音別町社会福祉会館管理事業の推進

1 管理運営業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市の指定管理者として、音別町社会福祉会館を管理運営する。 【H27～H31 年度】 ○施設・設備の維持管理を適切に行う。 ○市民サービスの向上、利便性向上に努める。
--------------------	---